第２次熊本市行政区画等審議会　第２回検討部会

日時：平成３１年１月３１日（木）１０：００～
場所：熊本市役所１２階会議室

会　議　次　第

１　開会

２　議事
（報告事項）
（１）調査依頼事項について

（２）保田窪 2 丁目 2 番からの資料追加について

（３）壺川地域の状況について

（審議事項）

（４）保田窪 2 丁目 2 番街区の行政区変更要望について

３　その他

４　閉　会

熊本市行政区画等審議会　検討部会委員

氏　名	所　属　等
相藤（あいとう）　絹代（きぬよ）	熊本大学・熊本学園大学非常勤講師
石原（いしはら）　純生（すみお）	熊本市社会福祉協議会常務理事
澤田（さわだ）　道夫（みちお）	熊本県立大学総合管理学部准教授
谷﨑（たにざき）　淳一（じゅんいち）	熊本商工会議所専務理事
吉見（よしみ）　仁宏（まさひろ）	森髙・吉見法律事務所弁護士

（五十音順　敬称略）

以上 5 名

第２次熊本市行政区画等審議会
第２回検討部会

審　議　資　料

地域政策課

日時　平成 31 年 1 月 31 日（木）10 時 00 分～
場所　熊本市役所 12 階会議室

審議事項

保田窪２丁目２番街区の行政区変更要望に関する調査・検討について

区境変更の基準に沿った検証

区境の変更を行う基準	判断	判断の理由
ア　地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めること	○	・産業道路での地域分断について改善が必要である ・帯山西校区（緩衝区を除く）の変更に留めてある
イ　居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていること	○	・居住者の総意である。 ・地権者の同意も得られている
ウ　地元及び隣接自治会等の理解が得られていること	○	・帯山西校区の自治会で活動しており、コミュニティも形成されている ・西原校区の校区自治協議会（自治会）の理解も得られている
エ　今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であること	○	・当該地域における道路整備や区画整理などの大型開発の予定なし
オ　市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること	▲	・客観的な視点から検証しても、生活の支障が確認できない ・制度に応じて区間連携や柔軟な運用により対応しており支障は確認できない ・生活者の視点からみると、住民には不便や不安がある

●著しい支障の検討ポイント

熊本市行政区画等審議会答申書の付帯事項

「区境の変更を行う場合の基準」に照らして判断するにあたり、「オ　市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」に関して、これまでの地域からの要望や歴史的経緯等を加味した上で検討。

総合的に検討した上で、市民生活及び行政事務の執行に著しい支障が認められるか。

・第 1 回検討部会では、客観的な視点からは、市民生活及び行政事務の執行に「著しい」といえるほどの支障には該当しないという意見が多数。
・しかしながら、保田窪 2 丁目 2 番の住民（生活者）の視点からは、全く支障が無いとはいえない。（日常生活上の不便や行政手続きの不安、選挙やまちづくり活動における不一致感や疎外感を感じている）

保田窪２丁目２番の歴史的経緯

※青字を追記

	熊本市	保田窪２丁目２番
昭和 41 年 4 月	西原小学校開校	保田窪 2 丁目 1 番・2 番・3 番 20～35 号は、西原小通学区域
昭和 51 年頃	産業道路開通	道路開通により西原小学校通学区域が分断
昭和 54 年 4 月	帯山西小学校開校	
昭和 55 年 4 月		帯山西小への緩衝地区を設定
平成 14 年 9 月		Ｄ＇レスティア保田窪　居住開始
平成 16 年 4 月		保田窪 2 丁目 2 番が帯山西校区第 1 町内自治会へ加入
平成 22 年 5 月	「行政区画の編成及び区役所の位置」熊本市の方針決定	
平成 22 年（11 月頃）		保田窪 2 丁目 2 番（Ｄ＇レスティア保田窪）から教育委員会へ、通学区域の変更要望。教育委員会からは、緩衝地区（保田窪 2 丁目 1 番・2 番・3 番 20～35 号）全体の変更の検討を提案。2 番から緩衝地区全体の同意を得ようとするが、1 番と 3 番 20～35 号の同意を断念。
平成 23 年 10 月		保田窪 2 丁目 2 番の全 43 世帯より通学区域変更の要望書提出。（西原小→帯山西小・西原中→帯山中）
平成 23 年 11 月～平成 24 年 2 月		通学区域変更に関する地域、学校関係者への説明と承認
平成 24 年 2 月	教育委員会会議へ議案提出	
平成 24 年 3 月		通学区域変更に係る地域説明会
平成 24 年 4 月	政令指定都市移行	保田窪 2 丁目 2 番の通学区域が西原小学校から帯山西小へ変更。緩衝地区は廃止。
平成 26 年 3 月		行政区に関する住民意見交換会
平成 29 年 2 月	熊本市行政区画等審議会「行	

	政区の変更について」諮問	
平成 30 年 2 月	熊本市行政区画等審議会答申	
平成 30 年 3 月		住民代表者への答申内容説明
平成 30 年 7 月		答申内容の住民説明会
平成 30 年 8 月		周辺自治会等への説明と承認
平成 30 年 9 月		行政区変更の要望書提出

●ポイント

①保田窪 2 丁目（1 番・2 番・3 番 20～35 号）は、昭和 41 年 4 月の西原小学校開校時、西原小校区。

②昭和 51 年に産業道路が開通し、保田窪 2 丁目（1 番・2 番・3 番 20～35 号）は北側と道路で分断された。

③昭和 55 年、保田窪 2 丁目（1 番・2 番・3 番 20～35 号）は帯山西小学校に緩衝地区設定され、一部の住民を除き、子どもの通学や地域活動は、帯山西小学校区側に移行。

④保田窪 2 丁目 2 番は、平成 16 年 4 月に帯山西校区第 1 町内自治会に加入し、以後継続して 14 年間まちづくりに参画している。

⑤保田窪 2 丁目 2 番を中心に教育委員会に通学区域変更要望を申し入れた際、緩衝区全体（1 番・2 番・3 番 20～35 号）で変更の同意を取ることが提案されたが、1 番と 3 番の住民全員の同意が取れなかったため、意見がまとまった 2 番のみで通学区域変更の要望書が提出された。

⑥上記⑤を要望した理由は、実態として帯山西小学校区にのみ通学していたことと、将来、行政区と校区のねじれが生じるのではないかという不安があったとのこと。

報告資料１

調査依頼事項

１．行政区を変更した場合の行政サービスに係る変更について（戸籍や住民票の書き換え等）

※第２回　第２次熊本市行政区画等審議会資料より再掲

＜参考＞　区を変更した場合には、どのような影響があるか。

影響を受ける方	影響事象	
		具体的な事象
住民	住所の区名変更	●各種機関への住所変更手続が必要な可能性あり ●マイナンバーカードの署名用電子証明書の一部変更手続き
事業者	住所の区名変更	●住所が記載された印刷物、看板、名刺等の再作成に係るコスト ●（社会福祉法人の定款変更、建設業許可等）住所変更届出
土地所有者	地番区名変更	●登記名義人等の住所変更が必要な可能性あり
	区界上では合筆不能となる	●特になし
選挙区	選挙区の変更	●国政選挙、地方選挙（県議会・市議会）農業委員等の選挙区見直し。場合によっては議員定数の見直しの可能性あり
官公署	業務管轄見直し、システム改修等	●警察、消防、税務署等の所管区域の変更の可能性あり ●業務システム一部
その他		●事業者全般：変更対象エリア内顧客の各種情報（住所、所管、業務システム等）の修正 ●GIS 関連事業者：地図情報の修正 ●変更対象エリアへの郵送物宛先の修正 など

※行政区を変更した場合の行政の手続き

・市の方針決定　⇒政策会議への定義

・議員、住民への説明

・パブリックコメントの実施

・「熊本市区の設置等に関する条例」の改正

・市政だより等での周知・広報や、行政機関等への通知　　（国への報告等はない）

＜参考＞住居表示に伴う住所変更手続き一覧

項　目	申請人	届出先	届出期間	備　考
市役所備付の台帳 ※ 市で変更	不　要			◇住民票・印鑑登録証明・選挙人名簿・国民健康保険・国民年金は、市で変更します。 ◇本籍は、区役所から連絡があるまで現在のままご使用ください。 変更が済みましたら、戸籍の筆頭者に通知があります。 ◇国民健康保険証は、更新時に新しい住所で記載します。 保険証は、旧住所のまま使用できます。 ◇児童扶養手当受給の方は、現況届出時に住所変更手続きが必要です。
年金加入者 ＊厚生年金・共済年金	本　人	勤務先	実施日以降 すみやかに	◇通知書、証明書を添えて勤務先に申し出てください。
年金受給者 ＊国民年金・厚生年金	本　人	年金事務所	実施日以降 すみやかに	◇住所・支払機関変更届「専用はがき」で住所変更ができます。 （専用はがきは、各区役所、総合出張所、出張所及び 年金事務所に備付けてあります。） ◇共済年金受給者の方は、各共済組合にお問合せください。
自動車運転免許証	本　人	運転免許センター　又は 住居地を管轄する警察署	免許更新時で可	◇住所の変更には、通知書、証明書のほか、本人宛の郵便物など 新住所が確認できるものをご持参ください。（コピー不可） ◇本籍の変更は、区役所より変更通知が届いた後の更新時に変更してください。
自動車車検証	本　人	九州運輸局熊本運輸支局 軽自動車検査協会熊本事務所 熊本県軽自動車協会	実施日以降 必要に応じて （車検・売買の時など）	普通車・自動二輪車(250cc 超) 軽自動車 軽二輪車(125cc 超～250cc 以下) ◇ 通知書、証明書（コピー可）をご持参ください。場合によっては、他の書類等必要となりますので、 事前にお問合せください。
不動産登記簿	本　人	熊本地方法務局	実施日以降 必要に応じて	◇通知書、証明書により登記名義人の住所変更が必要です。 （コピー不可）※売買や相続の手続きと同時で可。
法人・商業登記簿	本　人	熊本地方法務局	本店：２週間以内 支店：３週間以内	◇通知書、証明書により会社の所在地及び役員の住所変更が必要です。（コピー不可）
各種許認可	本　人	各々の関係官庁	各法令による	◇古物営業、風俗営業、質屋営業許可など、許認可を受けている事業所、事業者の住所の変更が必要です。
預貯金通帳 生命保険　　他	本　人	各金融機関	実施日以降 約款に応じて	◇通知書、証明書で名義人の住所変更が必要です。 ◇通知書、証明書の提示、又は　コピーで概ね手続可能 ですが、 金融機関によっては、コピー不可の場合がありますので、必ずご確認ください。

２．　東区保健子ども課業務において、同意を取れているにもかかわらず、行政区を変更した場合は住民の混乱をきたす恐れがある、という意味は。

（東区保健子ども課へ確認）
「東区保田窪２丁目２番」を行政区変更した場合、行政業務上の支障はないと思われるが、区ができて浸透し、東区ということに慣れてきたなか、1 番や 3 番の転入の方や当課職員の個別訪問対象者、地域役員（自治会、民生児童委員等）からは、「なぜこの地域だけ東区なのか」という新たな疑問の声が出ることが予想される、ということ。

報告資料２

【要望となる根拠・追記】

■選挙について

・投票所が遠く、幹線道路を横断し、危険をともなう不便な場所になりました。

区	人 口	選挙有権者
中央区	188,175 人	149,385 人
東区	188,990 人	154,341 人

（2018.12 時点　2019 年 2 月市政だより、HP より）

・100 名弱程度の保田窪 2 丁目 2 番街区の住民が東区から中央区へ移行したとしても
選挙に大きな影響はみられないのではないでしょうか。

・平成 23 年度 12 月　市政だより（政令都市移行直前）より
「市議会議員や県議会議員の選挙も区単位で行われますので、
より地域に密着した意見が市政に反映されやすくなります」
→　現状では校区が中央区でも行政区が東区のため意見は反映されません。
（権利の侵害では？）

■サービス面

・通販などで「東区保田窪」が検索されず、商品購入ができなかったり、
サービスが受けられないことがこの数年間でなくなることはありませんでした。

→　これらは住民にとっては著しい支障です（数値化できるものではありません）。

→　「中央区保田窪」と告げることでその場をしのげるかもしれませんが、
嘘をつくことで事がまともに運ぶとは異常事態です。

・医療や介護に関する件でも、このように校区と行政区がねじれている特殊なケースが
あることを区役所の職員に申し送りをしていただいたとしても、職員の異動などで
じきに申し送りが途切れてしまう可能性も否めません。

■防災面

2016 年熊本地震の際には当然、帯山西小学校へ避難しました。
熊本県民・市民が区割りに関係なく、どの避難所にも避難できるのは承知していますが、
防災意識としては帯山西校区の区民と共に訓練も行い、それに関わる炊き出しなどの
協力も行っています。 まだまだ大きな地震が起きる可能性大ですし、大雨による被害などに
対しても備えあるまちづくりを目指します。

自治会は住民が自主的に組織し、活動を行っているものとはいえ、熊本市の区ごとに設置
されているまちづくりセンターと連携している部分もかなりあります。十数年にわたり、帯山西
校区として密着して地域住民とまちづくりをしていますので、継続してさらなる地域コミュニティ
の充実を図りたいです。

校区の分断は重視されるのに、なにゆえ行政区の分断は重視されないのでしょうか？
ねじれによる支障に焦点を当てるのみならず、同じく帯山西校区であり、自治会も共に
長い期間、活動してまちづくりに積極的に参加・協力している現状を評価して区割りの
変更を認めていただきたいと切に願います。

【まちづくりについて】

【質問】　D レスティア保田窪のマンションのコミュニティとしてだけでなく、帯山西１町内の自治会としての「まちづくり」でどのようなことをしているか。

【回答】　帯山西小校区として以下の活動をしています。複数の者が重複して活動したり、年度ごとに交代したりしており、数多くの者が関わっています。

□子ども会と婦人会　（学校や地域の行事には常に携わっています）

交通安全指導　　防犯パトロールや挨拶運動

廃品回収（年４回）　　帯西まつり参加及び準備や手伝い

校区運動会への参加　　敬老会への参加や手伝い

校区各スポーツ大会　　もちつきや伝承遊び等

むらさき公園・三角公園の草取り（毎月）　コミセン広場清掃

□婦人会

帯西小・帯山中　入学式・卒業式に出席

防災訓練炊き出し

防災会議

□食生活改善推進員

子育ての集いのおやつ作り（毎月）　男性クッキング（年１回老人）

□主任児童委員（市の委託）（各種団体に所属）

子育てサークルの実施（毎月）

校区の赤ちゃん訪問（市の委託）（2 名で帯山西小校区全体を担当）

帯西小、帯山中の入学式、卒業式、年間行事への出席

中央区食育推進ネットワーク

中央区子育て支援ネットワーク

育成クラブ運営委員会

□各種団体

帯山西校区

民生委員児童委員協議会

社会福祉協議会

青少年健全育成協議会（帯山中でも活動）

→　その活動の一つにさわやか推進事業（各種団体参加）

内容：帯中校区の公園の清掃作業。帯中の生徒が花の宅配としてプランターを地域の事業所等に届ける活動の計画や実施

実行委員会出席（於：帯山中　年数回）

子どもネットワーク

→　関連して毎年、各種団体連絡協議会という会議出席

帯山中ネットワーク会議出席

□ボランティア

帯西小での絵本の読み聞かせ

報告資料３

壺川地域の状況について

平成 30 年 12 月 14 日　　第 5 回審議会で要望書提出期限を平成 31 年 1 月 31 日と決定

12 月 17 日　　上記に係る通知を簡易書留にて発送。

平成 31 年　1 月 22 日　　電話にて状況確認

参考資料１

第 1 回検討部会　概要

１．現地調査

日時：平成 31 年 1 月 11 日（金）８：４０～９：００

概要：2 番街と 1 番街、3 番街の境界線を徒歩で確認した。具体的には、産業道路等、要望書に記載されている箇所の確認や生活状況、地形の状況等。

２．住民代表からのヒアリング

（１）住民代表による要望書の説明　（概要）

・居住開始（15 年程前）から自治会、生活の実態も帯山西小だった。

・政令指定都市スタート時から帯山西小校区になったにもかかわらず行政区は東区であることのねじれを解消したい。

（主な支障）

【地形地物】産業道路が通っているにもかかわらず、反対側の校区に所属している。

【選挙】自分たちの民意が反映していただけないという不安がある。

【選挙】大きな道路を渡って投票に行かなくてはならなくなった。

【通販等】郵便番号でインターネットを検索すると、未だに東区保田窪が出ないものが横行している。

【手続き・交通の不便】住民が高齢化する中、医療や介護の面、役所での手続き面でも、東区という行政区と校区がずれていることで、現場の方たちが戸惑われて、どちらの扱いになるということが判断していただけず、困ることがある。将来的に区役所までの交通の便の不安がある。

（その他、意見）

・行政が校区にこだわっていて校区が帯山西小に固定されている以上、将来のことも考えてこの時点で行政区を合わせて中央区にして頂きたい。

・実態のある校区の区にしてほしい。実態として帯山西校区に所属していて、自治会費も帯山西に収めているのに、街灯の件でも、西原校区に言ってください、といわれてしまう。

・まちづくりの拠点、住民活動の基盤として帯山西小学校が設立されたと思う。当時、帯山西小学校の校区で緩衝として西原小学校にも通える、というように優先順位を入れ替えるべきだった。

・長年、帯山西校区の主任児童員として貢献しているが中央区でない。避難所で東区と住所を書く肩身の狭さに共通する疎外感。

（２）委員から住民への主な質問と回答（概要）

Q.隣接地域からの同意について
A. 西原校区の自治会は校区変更の際から、理解を示し賛同している。

Q. 地形地物の面で同じような条件にある、1 番街区、3 番街区の意向はどうか。
A. 1 番街区にある隣のマンションについては、校区変更の際は、一緒に変更したい気持ちはあったと思われるが、まとめる方や行動力が無かった。
同じ町内の 1 番街区、3 番街区で一緒に変わりたいという思いはあるが、緩衝区も残っているので、すでに校区が変わっている我々の街区は、変えて頂きたい。

Q. 1 番から 3 番の街区、産業道路で分断されたこちら側の一帯の自治やコミュニティは。
A. 1 番街区にある隣のマンションとは、児童が同じ帯山西小ということもありコミュニティがあるが、古くからの住民とは付き合いが無い。(７０歳代の方々の 1 軒、2 軒ほどは西原校区に強い思い入れがある。)

Q. 高齢でサービスを受ける際、現場が混乱して困る、というのは。
A. 詳しくは不明だが、現場の方がどちらに沿ってしていいかわからない、ということ。
Q. 郵便物の宛名に関しては、担当者がきちんと理解していれば対応可能と思うが。
A. 現実的には対応が難しいのでは。

Q. 高齢の福祉のサービスを受ける際に、区役所まで行かなければならないとあるが、そうならない仕組みのはず。行くのが困難であればささえりあ等が代行する仕組みもある。
A. さすがに現時点では将来的な不安な気持ちやバスの件のみで、現在ということでは、無いと言わざるを得ない。

Q. 生活の面で一番不便に感じることは。
A. 正確に住所が出でないことがある、ということ。また、東区に変わったことで、昨日まで届けてくれていた宅配が、エリア外ということで届けてくれなくなった。

3．当該地区担当職員、ささえりあへのヒアリング（概要）

Q. 生活保護業務は居住区で分かれていると思うが、この地区の民生委員は。
A. 民生委員は学校区での割り当てとなっており、帯山西校区の方がされている。

Q. 包括支援センターの件で、なぜ A に住んでいるのに B 区の方なのかと疑問があった際、説明が必要、とはどのような意味か。
A. ささえりあは小学校区が基本なので、この地区は東区だがささえりあは帯山（中央区）が担当している、という説明が要ること。

Q. 包括支援センター側から見て問題、支障などはあるか。
A. 現状では存在しないので予想ではあるが、利用者が保護世帯であってニーズが多層化、複雑化して色々なサービス、サポートが複合的に入るときには、連携して動く必要があるので、少し支障が出るのではと感じる。

Q. 保護課の業務で複雑化、非効率化を招く恐れがあるというのは、現在のことか。
A. 現状のこと。（現在は存在しないが、）保護世帯が発生した際、中央区、東区の双方に担当がいることで、組織として分かりづらいことや、やりとりなど業務が複雑化するということ。

Q. 保健子ども課の内容で、行政区変更した場合、住民の混乱をきたす恐れありとあるのは。
A. おそらく、保健師が個別訪問した際に新しい住民から「なぜここだけ（東区）なのか」といった疑問をなげかけられるという意味。

Q. まちづくり担当職員の方が現状で活動しにくいことはあるか。
A. 区を意識というより校区でまちづくりを進めている。特に支障は感じない。

Q. 同日付とはいえ、政令市移行のその日には帯山西校区であったわけだが、なぜ東区として残ったのか。
A. 制度を作る上では区割りは平成 22 年の 5 月には決まっていた。その後要望書が出されて校区が編成されたという状況。
Q. 区割り決定を受けて、こういう動きを起こされた、ということはありえるか。
A. 区割りを見てかは不明。元々この区割りについては、市内全域から議論があった。通学だけ考えると、緩衝として帯山西小学校に通学できており通学区域を変更する必要はないことから、行政区のこともにらんでいらっしゃった可能性はある。

４．変更に関する委員の意見（概要）

委員 B

○市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしているか否か、がこの会議の議論だと思う。本日、要望者、市の職員、ささえりあの職員の話を聞いたが、本当にそれが区境を変更しなければ著しい生活への影響があるとは、考えきれなかった。

委員 C

○今回「著しい支障」になるようなものがあるのか、話を聞いてきたが、あまりない。生活者の視点からいくと、いろいろな意味で支障をきたしているという気持ちも分かるので揺れている。
○1 番街と 3 番街も一緒なのでこの地区だけ周辺とのコミュニティもないまま、中央区に持って行くというのもどうかと思う。

委員 D

○著しい支障というのはかなりハードルが高いと文言を見て思っていた。住民の方のお話から、不便に思っていらっしゃることはあるが、行政サービスを受けられないというレベルの不便さではなく、肩身が狭い、などの主観的な面が大きいと思う。それを見捨てるというわけではないが、区境を変更するところまで、著しい支障はきたしていないかな、と思った。
○ただ、肩身の狭い思いをしていることや、手続き上煩雑になっていることがあるかもしれないので、そのような不利益な部分、主観的な分も今後フォローできる体制を充実させるのは必要と思う。

委員 F

○住民目線、生活者のところに目をむけ、肩身の狭い思いをされているなら、解消しなければならないとは思う。しかし、全体的に区境をどうするか、というところでは、著しいとまでは感じられなかった。問題にはそれぞれに対応を考えなければならないが、区境の変更までには至らないのではないかという考え。

委員 B

○住民目線に立った考え方で、住民が困っていることに対しどう仕組みを作り直そう、どこに考えてもらおう、というのは、まちづくりセンターのまちづくり担当者が一番相談相手になるところだと思う。住民の不便なところに、より積極的にかかわってアドバイスしてあげることで、このままでいいかなと思う。

委員 A

○変えなくてよい理由の一つは、挙げられてきた項目の一つ一つが、区を変更しなければ解決できないのかといわれると、ほとんどの項目が該当しない、どこだって同じ話、ということ。
○一方、変えてもよい理由としては、既に校区自体が変更されているということ。校区に沿うという熊本市のルールにおいては、順番はともあれ、少なくとも、政令市移行の段階では中央区にあるべきだった場所、ということがある。また、周辺にもきちんと説明をして合意を得ている。
○「著しい」影響というのがどういうものかが難しい。
○本人の目から見て著しいのと、行政の目から見て著しいというのはかなりの温度差が生じる。
○部会として、元々の答申内容に説明がつくものでなければならない。地形地物の変更、産業道路で分断されていることは説明がつく。あとは著しい支障の点になってくる。

参考資料2

区を跨る緩衝地区

住所上の行政区と、自治会の所属する行政区が一致しない地区は、保田窪2丁目2番と壺川17町内（津浦町）含め、市内に4か所存在する。

○要望箇所	住所			小学校区					自治会	
				本来校区		緩衝校区		緩衝地区通学率 H28.5.1	自治会名	区
1	池田２丁目	5番	西	池田	西	高平台	北	8.3%	高平台（一部：池田）	北（一部：西）
	池田３丁目	23番1号～18号、23番26号～34号、31番～37番、58番	西	池田	西	高平台	北		池田	西
2	津浦町	9番、24番30号～33号10番1号～19号	北	高平台	北	池田	西	100.0%	高平台（一部：池田）	北（一部：西）
3	打越町	1番	北	高平台	北	壺川	中		高平台	北
④	津浦町	1番～3番、4番1号～5号、4番15号～28号、5番、7番3号7番17号～58号、10番20号～22号、10番25号、11番～13番	北	壺川	中	高平台	北	5.0%	壺川（一部：高平台）	中（一部：北）
4	津浦町	14番～19番	北	高平台	北	壺川	中			
5	上熊本１丁目	全域	西	池田	西	城東	中	96.6%	池田	西
	上熊本２丁目	全域	西	池田	西	城東	中		池田（一部：一新）	西（一部：中）
6	春日１丁目	1番～15番	西	春日	西	五福	中	75.7%	春日	西
	春日３丁目	1番20号～21号、2番	西	春日	西	五福	中		春日	西
	春日４丁目	1番～6番、39番8号、39番18号、40番～42番、43番8号	西	春日	西	五福	中		春日	西
	横手２丁目	3番6号～93号、12番88号～116号、13番～15番	西	春日	西	五福	中		春日（一部：一新）	西（一部：中）
7	十禅寺２丁目	全域	南	日吉	南	向山	中	7.3%	日吉	南
8	出水４丁目	4番、17番12号～28号、18番9号～15号、19番、20番、21番6号～13号	東	画図	東	出水南	中	66.7%	出水南（一部：画図）	中（一部東）
	江津１丁目	1番～6番、34番	東	画図	東	出水南	中		画図	東
9	神水本町	25番7号～48号、26番	東	健軍	東	砂取	中		健軍（一部：砂取）	東
10	神水２丁目	1番～9番	中	砂取	中	健軍	東	36.4%	砂取	中
	湖東１丁目	1番1号～14号、1番16号、1番61号～73号	中	砂取	中	健軍	東		健軍	中
11	上京塚町	全域	中	砂取	中	尾ノ上	東	63.6%	砂取	中
	上水前寺２丁目	25番	中	砂取	中	尾ノ上	東		帯山	中
	神水２丁目	10番～21番	中	砂取	中	尾ノ上	東		砂取	中
12	上水前寺２丁目	13番～24番	中	帯山	中	尾ノ上	東	33.3%	帯山	中
13	長嶺南１丁目	1番、2番	東	月出	東	帯山	中	0%	月出	東
	長嶺南２丁目	1番、2番	東	月出	東	帯山	中		月出	東
14	帯山４丁目	57番1号、57番3号、57番40号～61号	中	帯山	中	西原	東	5.6%	帯山	中
	帯山７丁目	1番1号～39号、2番、3番、4番13号、4番15号、4番17号～20号	中	帯山	中	西原	東		帯山	中
15	保田窪２丁目	12番	中	帯山西	中	西原	東		帯山西（一部：西原）	中（一部：東）
16	保田窪２丁目	1番、3番20号～35号	東	西原	東	帯山西	中	90%	西原（一部：帯山西）	東（一部：中）
⑯´	保田窪２丁目２番		東	帯山西	中	－	－	－	帯山西	中

区境の変更を行う基準に関する比較

参考資料３

区境の変更を行う基準	保田窪 ２丁目 ２番	保田窪 ２丁目 1番～3番	壺川１７町内	他地区 検討する場合
ア　地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めること	○	○	△	答申書の行政区変更の方針「地形地物等の大規模な変更によって、区における適切かつ効率的な行政サービス及び市民生活に支障をきたす可能性が明らかになった場合は、区境の見直しを検討する。」
イ　居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていること	○	△	○	
ウ　地元及び隣接自治会等の理解が得られていること	○	△	△	
エ　今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であること	○	○	○	
オ　市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること	△	△	△	
自治会でのまちづくり活動	○	△	○	

参考資料４

選挙区に関する法的な見解

【選挙区に関する問題点】

市議会議員を選ぶにあたって、中央区帯山西小学校区でまちづくり・地域活動をしている中、関係の薄い東区の立候補者へ投票することになることで、民意が反映されないと考えている。これは権利の侵害にあたるのではないか。

【弁護士への確認結果】

地方公共団体の議会の議員の選挙は、各選挙区の立候補者への投票を通じて民意を反映するという制度を採用している。また、自己の属ずる選挙区（東区）の立候補者への投票により民意を反映することができるので、選挙権が侵害されているとは考えられない。

なお、「現状では校区が中央区でも行政区が東区のため意見が反映されない。」という点については、大部分が中央区に属する帯山西小学校区の問題について東区選出の議員が取り組むことはできない（あるいは取り組んでくれない)、という前提に立っていると考えられるが、東区選出の議員の政治活動にそのような制限はなく、上記問題に取り組むことは可能であることから、現在の選挙区でも民意の反映は可能であると考えられる。

また、地方公共団体の議会議員選挙の選挙区割りについて定めた公職選挙法１５条によると、市町村の区域や指定都市における区を基準に区割りを行っているようであり、小学校区を割ることを禁止する規定はないようである。

以上の理由により、権利の侵害には該当しないと考えられる。